

## 上里町の財政健全化比率等について

平成１９年６月には自治体財政運営の基本法ともいえる「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（財政健全化法）が制定され、平成１９年度決算より、特別会計や第３セクターなど、町の財政に影響を及ぼすすべての会計を対象に①「実質赤字比率」②「連結実質赤字比率」③「実質公債費比率」④「将来負担比率」の４つの指標と、公営企業ごとの資金の不足額が事業規模に対してどの程度あるのかを示す⑤「資金不足比率」の指標を公表することになりました。

これは、自治体の財政破たんを未然に防ぐための指標で、それぞれの指標が早期健全化基準や財政再生基準を超えると財政悪化の度合いに応じて解消するための財政健全化計画の策定が義務付けられ、その計画に基づいて財政の健全化を図るものです。

平成２６年度の上里町の指標は下記のとおりです。

（単位：％）

| 指 標 名 等             |          | 平成２６年度<br>上里町比率 | 早期健全化<br>基準 | 財政再生基準 |
|---------------------|----------|-----------------|-------------|--------|
| ①実質赤字比率             |          | —               | １４．５０       | ２０．００  |
| ②連結実質赤字比率           |          | —               | １９．５０       | ３０．００  |
| ③実質公債費比率            |          | １０．６            | ２５．０        | ３５．０   |
| ④将来負担比率             |          | ２７．６            | ３５０．０       |        |
| ⑤<br>資金<br>不足<br>比率 | 上里町水道事業  | —               | ２０．０        |        |
|                     | 公共下水道事業  | —               | ２０．０        |        |
|                     | 農業集落排水事業 | —               | ２０．０        |        |

※ 表中の「—」は、黒字等により比率はありません。

各指標とも基準以下か黒字や資金不足が無く、すべての基準で早期健全化基準を下回っています。

## 各指標等の内容について

### ◎実質赤字比率とは。

**実質赤字比率＝一般会計等の実質赤字額÷標準財政規模**

一般会計に赤字額がある場合に、その赤字額の程度を指標化（％）しています。

### ◎連結実質赤字比率とは。

**連結実質赤字比率＝全会計を合算した赤字額÷標準財政規模**

全ての会計の赤字額や黒字額を合算し、町全体としての赤字額がある場合に、その赤字額の程度を指標化（％）しています。

全ての会計とは、一般会計に、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、老人保健特別会計、水道事業会計、公共下水道事業会計、農業集落排水事業特別会計です。

### ◎実質公債費比率とは。

**実質公債費比率＝地方債の元利償還金等÷標準財政規模（交付税参入等を除く）**

地方債の償還金等の大きさを指標化（％）し、過去３カ年平均で表します。

### ◎将来負担比率とは。

**将来負担比率＝将来に亘る負担額÷標準財政規模（交付税参入等を除く）**

一般会計の地方債残高や団体、組合等が将来支払う可能性がある負担額を指標化（％）しています。

### ◎資金不足比率とは。

**資金不足比率＝公営企業会計の資金不足額÷事業の規模**

公営企業会計に資金不足額がある場合、その額を公営企業の事業規模と比較し、指標化（％）しています。

公営企業会計は、水道事業会計、公共下水道事業会計、農業集落排水事業です。

※ 上里町の平成２６年度の標準財政規模は、５８億７，２１７万８千円です。